

県土マネジメント部土木工事監督要領

（目的）

第1 この要領は、県土マネジメント部が所掌する土木工事の監督業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督について必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）土木工事

土木工事とは、県土マネジメント部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）とし、また、この要領に基づく監督業務が必要であると、技術管理課長が特に認めた工事もこれに含めるものとする。

（2）本庁契約

本庁契約とは、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第26条第1項第4号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」によらない契約をいう。

（3）機関契約

機関契約とは、奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」による契約をいう。

（監督責任者）

第3 監督を指揮するため、監督責任者及び監督副責任者を置くものとする。

2 監督責任者は、本庁契約にあつては、当該契約を担当する事業課（室）長及び出先機関の長（以下「事務所長」という。）、機関契約にあつては、当該契約を担当する事務所長とする。

3 監督副責任者は、本庁契約にあつては、当該契約を担当する事業課（室）の主幹相当職及び出先機関の主幹相当職にある者、機関契約にあつては、当該契約を担当する主幹相当職にある者とし、監督責任者を補佐するものとする。

（監督職員）

第4 監督職員は、次に掲げる表の区分により、出先機関に総括監督員、主任監督員及び一般監督員を置くものとする。

当初設計額	1億7,000万円以上			250万円以上 1億7,000万円未満			250万円未満	
職 区分	総括	主任	一般	総括	主任	一般	主任	一般
主幹相当職	○							
担当課長相当職		○		○			(○)	
担当係長相当職			○		○		○	
担当者			○			○		○

※ 当初設計額による定めとし、設計変更に伴う監督員区分の変更は行わないものとする。

※ 当初設計額が1億7,000万円以上の場合には、一般監督員を2人体制とする。

※ 当初設計額が250万円未満の場合には、主任監督員は、担当課長相当職もしくは担当係長相当職のいずれか1人でよいものとする。

2 本庁契約等で上表の区分により難しい場合は、別途定めることができるものとする。

(監督業務及び分担)

第5 監督職員は、契約図書及び土木工事監督技術基準で定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 前項の監督業務について、特に監督責任者が指示したもののほか、総括監督員、主任監督員及び一般監督員は、次の各号に掲げるとおり監督業務を分担するものとする。

(1) 総括監督員

総括監督員は、監督総括業務を担当する。

- ① 受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理
- ② 設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者に対する報告
- ③ 主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめ

(2) 主任監督員

主任監督員は、現場監督総括業務を担当する。

- ① 受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
- ② 工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾
- ③ 契約図書に基づく工程の管理
- ④ 立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該

実施を確認することを含む）で重要なものの処理

⑤関連工事の調整（重要なものを除く。）

⑥設計図書の変更（重要なものを除く。）

⑦一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告

⑧一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめ

(3) 一般監督員

一般監督員は、一般監督業務を担当する。

①受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理

②工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾

③契約図書に基づく工程の管理

④立会、工事材料試験の実施（重要なものを除く。）

⑤段階確認、施工状況検査

⑥設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告

⑦一般監督業務のとりまとめ

3 やむを得ず総括監督員を置くことができないときは、主任監督員がその業務を代行するものとする。

4 第2項に規定する指示について総括監督員が必要と判断した場合は、監督責任者である事務所長の承認を得るものとする。

5 建設工事請負契約書（平成19年3月30日付け出局総第101号通知）第12条第1項及び第2項で定める現場代理人等の交替については、原則として、監督責任者が請求するものとする。

（監督職員の任命及び受注者への通知）

第6 事務所長は、請負契約の締結後、直ちに、当該工事を担当させる監督職員を第4の区分に基づき、当該所属の職員のうちから任命するものとする。

2 事務所長は、受注者に対して、監督職員の職氏名を監督職員通知書（監第1号様式）により通知するものとする。ただし、工事目的物の全部の引渡しが完了した場合には、監督職員を解除する手続きを特に要することなく、その日をもって免ずることとする。

3 事務所長は、監督職員に任命された職員が人事異動等により交替する場合は、第4の区分に基づき、受注者に対して、速やかに監督職員変更通知書（監第2号様式）により通知しなければならない。ただし、監督職員に任命された職員が病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合にあっては、第4の区分にかかわらず、監督職員を変更することができるものとする。

（現場技術員の受注者への通知）

第7 監督業務の一部を建設コンサルタント等に委託し、職員以外の者（以下「現場

技術員」という。)を配置することができる。

- 2 監督職員は、前項の規定により監督業務の一部を委託する場合には、受注者に対して、委託先及び現場技術員の氏名を現場技術員通知書（監第3号様式）により通知するものとする。現場技術員を変更したときも同様とする。

（監督業務の委託）

- 第8 土木工事が特殊な場合であって、特に専門的な知識若しくは技能を必要とすることその他の理由により県職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるときは、第6第1項の規定にかかわらず県土マネジメント部長の承認を得て、監督業務を県職員以外の者（契約の相手方である受注者を除く。）に委託することができる。

（監督の技術的基準）

- 第9 監督職員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める土木工事監督技術基準（平成2年4月1日付け技第7号）によるものとする。

（事故報告）

- 第10 監督職員は、当該工事において事故が発生したときは、受注者に早急に事故報告を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに、監督責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。